

## 第16期 第31回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時: 令和2年 1月28日(火) 午後1時33分～午後3時25分

2 場所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数: 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	大城 空	
西部地区	高安 昌俊	當間 勉

4 欠席農業委員数: 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨 班 長: 赤嶺 文隆(欠席)

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 座安 省吾

6 議事録署名委員: 本底 広彦 ・ 上原 啓一

7 現場調査日時: 令和2年 1月28日(火) 午後1時35分～午後2時42分

8 現場調査数： 3 件

9 付議すべき案件

報告第 188 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 189 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 190 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 191 号	現況証明願について
報告第 192 号	農地法許可申請の取下げ願について
報告第 193 号	農地法届出受理の取消し願について
報告第 194 号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第 195 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 196 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 197 号	農作業料金・農業労賃に関する調査について
議案第 105 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 106 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 107 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
その他 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第31回総会を開会いたします。

(午後1時33分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中全員出席で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第6番委員の本底広彦委員と第7番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び仲宗根主査を指名いたします。

本日提案された議案等についての現場調査が、先ほどありました3件のほかに、また農地パトロールを行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ではご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時35分

再開 午後2時42分

会長

再開します。

では、これより報告案件に入ります。初めに報告第188号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第188号「農地転用後の利用状況の報告について」

3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第188号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

して質疑をお願いいたします。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 189 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。  
報告第 189 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」  
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご  
報告いたします。  
以上です。

会長 では、報告第 189 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して  
お願いいたします。  
こちらも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 190 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。  
報告第 190 号「転用許可に係る工事の完了報告について」  
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご  
報告いたします。  
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 190 号について委員の質疑を許します。質疑のある方  
は挙手してお願いいたします。  
報告案件ですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 191 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。

報告第 191 号「現況証明願について」

2 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 191 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 192 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 10 ページをお開きください。

報告第 192 号「農地法許可申請の取下げ願について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

では、ただいまの報告第 192 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 193 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 12 ページをお開きください。

報告第 193 号「農地法届出受理の取消し願について」

1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

では、ただいまの報告第 193 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 194 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。  
報告第 194 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」  
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告  
いたします。  
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 194 号について委員の質疑を許します。質疑のある方  
は挙手をお願いいたします。  
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 195 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 16 ページをお開きください。  
報告第 195 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」  
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告  
いたします。  
以上です。

会長 では、報告第 195 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して  
お願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では報告第 196 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページ、18 ページをお開きください。  
報告第 196 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」  
1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので報告いた

します。  
以上です。

会長

では、ただいまの報告第 196 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 197 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 19 ページをお開きください。  
報告第 197 号「農作業料金・農業労賃に関する調査」について、沖縄県農業会議より調査依頼があり、20 ページから 22 ページのとおり、この調査票の回答をいたしましたので報告いたします。  
以上です。

会長

では、ただいまの報告第 197 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に議案案件に移ります。まず初めに議案第 105 号について審議します。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 105 号について説明いたします。議案書の 24 ページをお開きください。  
議案第 105 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、1 件の申請がございます。  
26 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂保栄茂原 208 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の 1 号について、全部効率利用要件に疑義がございます。先ほど現場で確認したとおり、この土地の入り口のほうというのは現在駐車スペースがあったり、土地の奥のほうには建築物がございました。これについては、小屋のほうに仏壇が今残されているそうです。この土地は、もともと登記地目は宅地で住宅がございました。住宅がなくなった後、

平成 29 年に登記地目を宅地から畑に変更している土地です。ですが、今はまだ現状のとおり宅地だったときの名残として駐車スペースだったり、仏壇がまだ存在している状況です。譲受人の●●●●は、自分の名義になったときには速やかに自分のものとして責任を持って、畑にできるように土を入れたりする考えがあると伺っております。仏壇についてもしっかりと移動して、土地全体を畑で使えるようにという話ではあります。ただ今、現状はそこまで至っていませんので、今現在で言えば第 2 項第 1 号の全部効率利用が認められないとして、ここに該当してしまうのではないかと考えております。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。  
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

事務局

すみません、休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 13 分

会長

再開します。

2 番

ただいまの案件ですが、現状がまだコンクリートが敷かれていて、農業をするにはちょっと不可能じゃないかと思えます。それによって、コンクリートを撤去した後、またさらに考えてみたいと思えますので、今回の審議に関しては保留としたいのですが、よろしいでしょうか。

会長

では、ただいま 2 番委員の當銘博委員より、議案第 105 号の 3 条許可については、保留して原状回復させて、土地全体が畑として利用できる状況を確認してから許可すべきではないかのご意見がありますが、ほかに質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

会長

ほかに質疑ないようですので、議案第 105 号の 3 条許可については、ただいま當銘博委員より発言のとおり畑として全部効率利用の状況確認をとって、許可



相当と判断できるまでは保留案件とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ではご異議ないようですので、議案第 105 号 3 条許可については、保留案件とすることに決定しました。

次に、議案第 106 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 28 ページをお開きください。

議案第 106 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりです。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、34 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 46 番 9、46 番 17、46 番 18、46 番 19、46 番 20 の 5 筆、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないことから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 106 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 106 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 106 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に議案第 107 号について審議します。事務局の説明をよろしく願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 36 ページをお開きください。

議案第 107 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、42 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地南ヌ原 217 番 1、転用目的は中古車展示場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は、田頭東り原 23 番 3 及び 23 番 9、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 107 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 107 号は 1 件ずつ審議します。

それでは、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

それでは、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では議案案件は以上でございますが、その他として一般社団法人沖縄県農業会議より決議依頼があります。これについて事務局の説明をお願いいたします。

事務局 では事務局よりご説明いたします。

まず決議の趣旨について説明いたしますので、お手元の資料 52 ページをお開きください。タイトルが、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということになっております。本文を読み上げて説明にかえたいと思います。

「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する」という内容になってございます。

下記事項については、お手元にある 1、2、2 つありますけれども、それぞれご確認ください。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

決議案について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

6 番委員 どうして、これが出てくる理由は何ですか。

事務局 昨今いろいろ新聞等で、内地のほうで農業委員の不祥事がいろいろ発生しておりますので、そういった注意喚起も含めて、再度遵守するという決議を各市町村でやってもらいたいというのが趣旨でございます。以上です。

会長 南城市でもありましたね。この前ね。

事務局 もうこれは今後、年に 1 回はやってくださいという。

6 番委員 毎年？

事務局 毎年。

6 番委員 事があるごとではなくて、年 1 回、定期的に？

事務局 はい。通知にはそのように。期ごとにじゃなくて、どこかでは入れるような形になると思います。

会長 ちょっと大変ですね。ほかにはないでしょうか。  
では決議のやり方は、事務局に申し合わせ決議の内容を読み上げてもらった後で、私がこれに対する承認・決議についての拍手を皆様に求めますので、盛大な拍手をお願いいたします。  
それでは、事務局の申し合わせ決議の読み上げをお願いいたします。

事務局 先ほど説明の中で決議の内容を読み上げましたので、下記の部分の申し合わせ事項を読み上げたいと思います。  
1 つ、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。  
2 つ、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和 2 年 1 月 28 日、豊見城市農業委員会。  
以上です。

会長 ただいま事務局が読み上げた「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、拍手をもって承認・決議をお願いいたします。


(拍 手)

会長 ありがとうございます。皆様の拍手をもって決議されました。  
以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしました。  
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見とご審議をいただき、まことにありがとうございます。  
これで本日の農業委員会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和2年1月23日(月)  
午後3時25分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子 

6番委員

本根 弘彦 

7番委員

上原 啓一 